

(2018年10月度以降)

## 前年度と異なる加算区分で 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の届出を行う場合

※4月から新たな加算区分で加算の算定を受ける場合は、2月末日までに来庁による届出が必要です。

※届出に当たっては、必ず事前に予約の上来庁してください。

※前年度と加算区分に変更がない場合は、郵送による届出となり、必要書類も異なります。

### 【届出書類】

- ① 介護給付費算定に係る届出書
- ② 体制等状況一覧表
- ③ 福祉・介護職員処遇改善計画書【別紙様式2】
- ④ 誓約書(福祉・介護職員処遇改善(特別)加算用)
- ⑤ 就業規則(賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に作成している場合は、それらの規程)…前年度までの届出と変更がない場合は、提出不要。  
※常時10人以上従業員を雇用する事業所は就業規則が必要です。常時10人未満の事業所は、「労働条件通知書」の写しを添付してください。
- ⑥ 労働保険に加入していることが確認できる書類(労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書(事業主控)等)…前年度までの届出と変更がない場合は、提出不要。
- ⑦ 《キャリアパス要件Ⅰ及びⅢに該当する場合》  
キャリアパス要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類  
※就業規則等の抜粋や、規則等とは別に作成している書類を添付してください。また該当箇所を付箋貼付、マーカー着色等で明示してください。

※ 上記⑤⑥については、その内容に過年度から変更がない(加算取得に影響のない軽微な変更を含む)場合は、提出不要です。

※ 複数の事業所の計画書を一括して作成する場合は、上記③に「福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)」【別紙様式2(添付書類1)】を添付してください。また他の都道府県等に所在する複数の事業所を一括して作成する場合は、次の書類も添付してください。

- ・「福祉・介護職員処遇改善計画書(届出対象都道府県内一覧表)」【別紙様式2(添付書類2)】
- ・「福祉・介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)」【別紙様式2(添付書類3)】

枚方市福祉部  
福祉指導監査課 障害指定担当  
電話 072-841-1467(直通)  
FAX 072-841-1322  
Mail fshidou@city.hirakata.osaka.jp